

第 4 号議案

博物館再登録等について

博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）第 11 条の規定による博物館の再登録及び博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年文部科学省令第 2 号）附則第 2 条第 4 項の規定による博物館に相当する施設の確認について、次のとおり提案します。

令和 7 年 3 月 14 日

広島県教育委員会教育長 篠 田 智 志

1 提案の要旨

海の見える杜美術館、呉市立美術館及び公益財団法人ウッドワン美術館を広島県教育委員会の博物館登録原簿に再登録するとともに、アートギャラリーミヤウチが博物館法改正後の博物館に相当する施設の要件を備えていることについて確認する。

2 提案の理由

令和 5 年 4 月 1 日に博物館法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 24 号）が施行され、博物館登録制度（登録要件及び審査手続等）の見直しが行われた。

これに伴い、法改正前に既に登録されている博物館が引き続き登録を受けようとする場合は、令和 10 年 3 月 31 日までに、法改正後の登録要件の審査を受ける必要があり、また法改正前に既に指定されている博物館に相当する施設については、法改正後の指定要件の確認を受けるよう努める必要があるため。

3 再登録（確認）事項

(1) 博物館

設置者の名称及び住所	博物館の名称及び所在地	登録番号
宗教法人平等大慧会 広島市東区牛田東一丁目 4 番 17 号	海に見える杜美術館 廿日市市大野亀ヶ岡 10700 番地	第 10 号
呉市 呉市中央四丁目 1 番 6 号	呉市立美術館 呉市幸町 4 番 9 号入船山公園内	第 11 号
公益財団法人ウッドワン美術館 廿日市市吉和字熊崎竹ノ鼻 4300 番地	公益財団法人ウッドワン美術館 廿日市市吉和 4278 番地	第 20 号

(2) 博物館に相当する施設

設置者の名称及び住所	施設の名称及び所在地
公益財団法人みやうち芸術文化振興財団 廿日市市宮内 4347 番地 2	アートギャラリーミヤウチ 廿日市市宮内 4347 番地 2

4 再登録（確認）理由

申請のあった 4 館について、書面審査及び実地調査を行った結果、博物館法、博物館法施行規則（昭和 30 年文部省令第 24 号）及び博物館登録等に関する要綱（令和 5 年 4 月 1 日施行）に定める要件を備えていると認められるため。

5 再登録（確認）年月日

令和 7 年 月 日（議決の日）

6 根拠規定

(1) 博物館法

(登録)

第 11 条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県の教育委員会（略）の登録を受けるものとする。

(登録要件の審査)

第 13 条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。

イ 地方公共団体又は地方独立行政法人

ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（略）

(1) - (3) (略)

二 六 (略)

2 (略)

3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の実施等)

第 14 条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

一 第 12 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項

二 登録の年月日

2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

第 31 条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

一 (略)

二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（略）

三 (略)

2 (略)

3 第 1 項の規定による指定をした者は、当該指定をしたとき又は前項の規定による指定の取消しをしたときは、その旨をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

4 - 6 (略)

附 則（令和 4 年法律第 24 号）

(経過措置)

第 2 条 (略)

2・3 (略)

4 この法律の施行の際現に旧博物館法第 10 条の登録を受けている又は施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によることとされる同条の登録を受ける博物館は、施行日から起算して 5 年を経過する日までの間は、新博物館法第 11 条の登録を受けたものとみなす。

(略)

5 (略)

6 この法律の施行の際現に旧博物館法第 29 条の指定を受けている施設は、新博物館法第 31 条第 1 項の指定を受けたものとみなす。

(2) 博物館法施行規則

附 則（令和 5 年文部科学省令第 2 号）

(経過措置)

第 2 条 博物館法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 24 号。以下この項において「改正法」という。）附則第 2 条第 6 項の規定により、改正法による改正前の博物館法第 29 条の指定を受けている施設で、改正法による改正後の博物館法第 31 条第 1 項の指定を受けているものとみなされるもの（文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会が、この省令による改正後の博物館法施行規則（以下この条において「新規則」という。）第 24 条第 1 項の要件を備えていると認めるものを除く。以下この条において「みなし指定施設」という。）についての新規則第 25 条の規定の適用については、同条中「前条第 1 項」とあるのは、「前条第 1 項（令和 10 年 3 月 31 日までの間は、博物館法施行規則の一部を改正する省令（令和 5 年文部科学省令第 2 号）による改正前の博物館法施行規則（次条において「旧規則」という。）第 20 条）」とする。

2・3 (略)

4 みなし指定施設は、令和 10 年 3 月 31 日までに、新規則第 24 条第 1 項の要件を備えている旨の文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の確認を受けるよう努めなければならない。

博物館登録審査表（海の見える杜美術館）

登録の審査 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）	審査の方法		適否
第 13 条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。 一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。 イ 地方公共団体又は地方独立行政法人 ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（略）	書面審査を実施するとともに、学識経験者（広島県立歴史博物館学芸課長（学芸員資格有））及び生涯学習課職員が実地調査を行い、現地で確認		
(1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。	設置者の法人登記事項証明書 設置者が民事再生法による再生手続又は会社更生法による更生手続開始の決定を受けていないことを宣誓する書類		適
(2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。	博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類		
(3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。	設置者が、自ら反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類 設置者が税金を滞納していないことを宣誓する書類		
二 当該申請に係る博物館の設置者が、第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。	これまで博物館の登録の取消しは行われていない。		適
三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第 3 条第 1 項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準（広島県教育委員会においては博物館登録等に関する要綱（令和 5 年 4 月 1 日施行）の 1 に定める基準をいう。以下同じ。）に適合するものであること。 <u>博物館登録等に関する要綱</u> 1 (1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制			適
ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。	基本的運営方針を示した書類及び当該方針の公表方法が分かる書類	・ 収蔵資料 日本画（約 950）、浮世絵（約 2,400）、物語絵（約 50）、書跡（約 60）、中国版画（約 3,000）、香水瓶（約 1,000）、その他（40）の合計約 7,500 点である。 ・ 展示内容 常設展及び企画展（令和 5 年計 2 回、令和 6 年計 4 回）を開催している。 ・ 調査研究 研究発表、講演会開催等の実績がある。 ・ 学習機会 夏休みワークショップ等を開催している。 ・ 職員研修 他団体主催研修等への職員参加の実績がある。	
イ アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。	博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類		
ウ イに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。	博物館資料の目録 蔵書の目録		
エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。	展示、調査研究、学習機会の提供等に関する申請年度の事業計画及び前年度の実績を示す書類		
オ 単独で又は他の博物館若しくは法第 3 条第 1 項第 12 号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。	博物館の事業に関する申請年度の収支計画及び前年度の実績を示す書類		
カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。			
キ 法第 7 条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。	職員への研修に関する申請年度の実施計画及び前年度の実績		

登録の審査 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）	審査の方法 書面審査を実施するとともに、学識経験者（広島県立歴史博物館学芸課長（学芸員資格有））及び生涯学習課職員が実地調査を行い、現地で確認	適否
四 学芸員その他の職員の配置が、第 3 条第 1 項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。 <u>博物館登録等に関する要綱</u> 1 (2) 学芸員その他の職員の配置		
ア (1)アの基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。	館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類	・組織体制 館長 1 人 学芸員 6 人 事務職員等 2 人
イ 学芸員が置かれていること。	学芸員の氏名、資格、職務内容及び経歴を示す書類	
ウ (1)アの基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。	その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類 組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類	
五 施設及び設備が、第 3 条第 1 項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。 <u>博物館登録等に関する要綱</u> 1 (3) 施設及び設備		
ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。	施設の概要及びパンフレット等 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面及び面積を示した書類 博物館の事業に用いる建物及び土地の所有者が分かる書類 博物館の事業に用いる建物及び土地の所有者が設置者でない場合は、設置者が当該建物及び土地を使用することができる権利を有していることが分かる書類	・延床面積 2,054 m² ・防災設備等 火災報知設備等 職員訓練実施等 ・バリアフリー対応 スロープ 車椅子対応駐車場 車椅子対応エレベーター 車椅子対応トイレ等
イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。	防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類	
ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。 エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。	多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類	
六 1 年を通じて 150 日以上開館すること。	令和 4 年度開館日数 207 日 令和 5 年度開館日数 151 日	適

博物館登録審査表（呉市立美術館）

登録の審査 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）	審査の方法 書面審査を実施するとともに、学識経験者（広島県立歴史博物館学芸課長（学芸員資格有））及び生涯学習課職員が実地調査を行い、現地で確認		可否
第 13 条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。 一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。 イ 地方公共団体又は地方独立行政法人 ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（略） (1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。 (2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。 (3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。	呉市立美術館条例		適
二 当該申請に係る博物館の設置者が、第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。	これまで博物館の登録の取消しは行われていない。		適
三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第 3 条第 1 項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準（広島県教育委員会においては博物館登録等に関する要綱（令和 5 年 4 月 1 日施行）の 1 に定める基準をいう。以下同じ。）に適合するものであること。 <u>博物館登録等に関する要綱</u> 1 (1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制			
ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。	基本的運営方針を示した書類及び当該方針の公表方法が分かる書類	・収蔵資料 絵画（約 740）、彫塑（約 80）、工芸（約 90）、書（約 10）、写真（約 420）の合計約 1,340 点である。 ・展示内容 コレクション展及び特別展（令和 5 年度計 6 回、令和 6 年度計 5 回）を開催している。 ・調査研究 研究報告等の実績がある。 ・学習機会 学校連携事業、講座及び入門教室等を開催している。 ・職員研修 他団体主催研修等への職員参加の実績がある。	適
イ アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。	博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類		
ウ イに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。	博物館資料の目録 蔵書の目録		
エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。 オ 単独で又は他の博物館若しくは法第 3 条第 1 項第 12 号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。 カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。	展示、調査研究、学習機会の提供等に関する申請年度の事業計画及び前年度の実績を示す書類 博物館の事業に関する申請年度の収支計画及び前年度の実績を示す書類		
キ 法第 7 条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。	職員への研修に関する申請年度の実施計画及び前年度の実績		

登録の審査 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）	審査の方法		適否
四 学芸員その他の職員の配置が、第 3 条第 1 項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。 <u>博物館登録等に関する要綱</u> 1 (2) 学芸員その他の職員の配置			適
ア (1)アの基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。	館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類	・ 組織体制 館長 1 人 副館長 1 人 学芸員 4 人 事務職員等 4 人	
イ 学芸員が置かれていること。	学芸員の氏名、資格、職務内容及び経歴を示す書類		
ウ (1)アの基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。	その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類 組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類		
五 施設及び設備が、第 3 条第 1 項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。 <u>博物館登録等に関する要綱</u> 1 (3) 施設及び設備			適
ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。	施設の概要及びパンフレット等 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面及び面積を示した書類 博物館の事業に用いる建物及び土地の所有者が分かる書類 博物館の事業に用いる建物及び土地の所有者が設置者でない場合は、設置者が当該建物及び土地を使用することができる権利を有していることが分かる書類	・ 延床面積 3,568 m ² ・ 防災設備等 火災報知設備等 職員訓練実施等 ・ バリアフリー対応 スロープ 車椅子対応駐車場 車椅子対応エレベーター 車椅子対応トイレ等	
イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。	防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類		
ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。 エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。	多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類		
六 1 年を通じて 150 日以上開館すること。	令和 4 年度開館日数 284 日 令和 5 年度開館日数 269 日		適

博物館登録審査表（公益財団法人ウッドワン美術館）

登録の審査 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）	審査の方法 書面審査を実施するとともに、学識経験者（広島県立歴史博物館学芸課長（学芸員資格有））及び生涯学習課職員が実地調査を行い、現地で確認	適否
第 13 条 都道府県の教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。 一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。 イ 地方公共団体又は地方独立行政法人 ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（略） (1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。 (2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。 (3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。	設置者の法人登記事項証明書 設置者が民事再生法による再生手続又は会社更生法による更生手続開始の決定を受けていないことを宣誓する書類 博物館の運営を担当する役員の経歴を示す書類 設置者が、自ら反社会的勢力に該当せず、及び反社会的勢力との関係がないこと等を宣誓する書類 設置者が税金を滞納していないことを宣誓する書類	適
二 当該申請に係る博物館の設置者が、第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。	これまで博物館の登録の取消しは行われていない。	適
三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第 3 条第 1 項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準（広島県教育委員会においては博物館登録等に関する要綱（令和 5 年 4 月 1 日施行）の 1 に定める基準をいう。以下同じ。）に適合するものであること。 <u>博物館登録等に関する要綱</u> 1 (1) 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制 ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって博物館を運営する体制を整備していること。 イ アの基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。 ウ イに規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。 エ 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。 オ 単独で又は他の博物館若しくは法第 3 条第 1 項第 12 号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。 カ 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。 キ 法第 7 条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。	基本的運営方針を示した書類及び当該方針の公表方法が分かる書類 博物館資料の収集及び管理の方針を示した書類 博物館資料の目録 蔵書の目録 展示、調査研究、学習機会の提供等に関する申請年度の事業計画及び前年度の実績を示す書類 博物館の事業に関する申請年度の収支計画及び前年度の実績を示す書類 職員への研修に関する申請年度の実施計画及び前年度の実績 ・収蔵資料 絵画（約 600）、西洋陶磁器（約 150）、ガラス作品（約 100）、薩摩焼（約 70）、中国陶磁器（約 80）の合計約 1,000 点である。 ・展示内容 コレクション展及び特別展（令和 5 年度計 4 回、令和 6 年度計 3 回）を開催している。 ・調査研究 講師派遣の実績がある。 ・学習機会 学校受入及びワークショップ等を開催している。 ・職員研修 他団体主催研修等への職員参加の実績がある。	適

登録の審査 博物館法（昭和 26 年法律第 285 号）	審査の方法 書面審査を実施するとともに、学識経験者（広島県立歴史博物館学芸課長（学芸員資格有））及び生涯学習課職員が実地調査を行い、現地で確認	適否
四 学芸員その他の職員の配置が、第 3 条第 1 項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。 <u>博物館登録等に関する要綱</u> 1 (2) 学芸員その他の職員の配置		
ア (1) アの基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。	館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類	・組織体制 館長（代表理事）1 人 事務局長 1 人 学芸員 3 人 事務職員等 3 人
イ 学芸員が置かれていること。	学芸員の氏名、資格、職務内容及び経歴を示す書類	
ウ (1) アの基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。	その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類 組織図等の博物館運営を行う組織の態様を示す書類	
五 施設及び設備が、第 3 条第 1 項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県の教育委員会の定める基準に適合するものであること。 <u>博物館登録等に関する要綱</u> 1 (3) 施設及び設備		
ア 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。	施設の概要及びパンフレット等 博物館の事業に用いる建物及び土地の図面及び面積を示した書類 博物館の事業に用いる建物及び土地の所有者が分かる書類 博物館の事業に用いる建物及び土地の所有者が設置者でない場合は、設置者が当該建物及び土地を使用することができる権利を有していることが分かる書類	・延床面積 1,757 m² ・防災設備等 火災報知設備等 職員訓練実施等 ・バリアフリー対応 スロープ 車椅子対応駐車場 車椅子対応エレベーター 車椅子対応トイレ等
イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。	防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類	
ウ 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。 エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。	多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類	
六 1 年を通じて 150 日以上開館すること。	令和 4 年度開館日数 230 日 令和 5 年度開館日数 217 日	適

博物館に相当する施設指定審査表（アートギャラリーミヤウチ）

指定の審査 博物館法施行規則（昭和 30 年文部省令第 24 号）	審査の方法 書面審査を実施するとともに、学識経験者（広島県立歴史博物館学芸課長（学芸員資格有））及び生涯学習課職員が実地調査を行い、現地で確認		適否
第 24 条 文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会は、前条第 1 項の指定申請書の提出があったときは、申請に係る施設が、次の各号に掲げる要件を備えているかどうかを審査するものとする。 一 当該施設の設置者が、その設置する博物館について法第 19 条第 1 項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でなく、かつ、その設置する施設について法第 31 条第 2 項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から 2 年を経過しない者でないこと。	これまで博物館の登録及び指定施設の指定の取消しは行われていない。		適
二 当該施設における資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準（広島県教育委員会においては博物館登録等に関する要綱（令和 5 年 4 月 1 日施行）の 4 に定める基準をいう。以下同じ。）に適合すること。 <u>博物館登録等に関する要綱</u> 4 (1) 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を行う体制			
ア 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもって指定施設を運営する体制を整備していること。	基本的運営方針を示した書類及び当該方針の公表方法が分かる書類	・ 収蔵資料 絵画（約 460）、その他（約 130）の合計約 590 点である。 ・ 展示内容 コレクション展及び企画展（令和 5 年度計 8 回、令和 6 年度計 7 回）を開催している。 ・ 調査研究 大学連携等の実績がある。 ・ 学習機会 ワークショップ及び講演会等を開催している。 ・ 職員研修 他団体主催研修等への職員参加の実績がある。	適
イ アの基本的運営方針に基づく資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、資料を体系的に収集する体制を整備していること。	資料の収集及び管理の方針を示した書類		
ウ イに規定する資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する資料の目録を作成し、当該資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。	資料の目録 蔵書の目録		
エ 一般公衆に対して、所蔵する資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する資料若しくは借用した資料による展示を行う体制を整備していること。 オ 単独で又は他の博物館若しくは法第 3 条第 1 項第 12 号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。 カ 資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。	展示、調査研究、学習機会の提供等に関する申請年度の事業計画及び前年度の実績を示す書類 指定施設の事業に関する申請年度の収支計画及び前年度の実績を示す書類		
キ 法第 7 条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。	職員への研修に関する申請年度の実施計画及び前年度の実績		

指定の審査 博物館法施行規則（昭和 30 年文部省令第 24 号）	審査の方法 書面審査を実施するとともに、学識経験者（広島県立歴史博物館学芸課長（学芸員資格有））及び生涯学習課職員が実地調査を行い、現地で確認	適否
三 当該施設における職員の配置が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。 博物館登録等に関する要綱 4 (2) 職員の配置		
ア (1)アの基本的運営方針に基づいて指定施設の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。	館長の氏名、職務内容及び経歴を示す書類	・組織体制 代表理事 1 人（兼任） 事務局長 1 人（兼任） 学芸員 2 人 事務職員等 2 人（兼任）
イ 学芸員に相当する職員が置かれていること。	学芸員又は学芸員に相当する職員の氏名、資格、職務内容及び経歴を示す書類	
ウ (1)アの基本的運営方針に基づく指定施設の運営に必要な職員が置かれていること。	その他の職員の名簿及び職務分担を示す書類 組織図等の指定施設の運営を行う組織の態様を示す書類	
四 当該施設の施設及び設備が、当該施設が博物館の事業に類する事業を行うために必要なものとして文部科学大臣又は都道府県若しくは指定都市の教育委員会の定める基準に適合すること。 博物館登録等に関する要綱 4 (3) 施設及び設備		
ア 資料の収集、保管及び展示並びに資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。	施設の概要及びパンフレット等 指定施設の事業に用いる建物及び土地の図面及び面積を示した書類 指定施設の事業に用いる建物及び土地の所有者が分かる書類 指定施設の事業に用いる建物及び土地の所有者が設置者でない場合は、設置者が当該建物及び土地を使用することができる権利を有していることが分かる書類	・延床面積 503 ㎡ ・防災設備等 消火器等 職員訓練実施等 ・バリアフリー対応 スロープ 車椅子対応駐車場 車椅子対応エレベーター 車椅子対応トイレ等
イ 防災及び防犯のために必要な施設及び設備を有していること。	防災及び防犯の観点から対応している事項を示す書類	
ウ 指定施設の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。 エ 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他指定施設の利用に困難を有する者が指定施設を円滑に利用するための配慮がなされていること。	多様な利用者に対する配慮の観点から対応している事項を示す書類	
五 一般公衆の利用のために当該施設及び設備を公開すること。	施設及び設備は公開されている。	適
六 1 年を通じて 100 日以上開館すること。	令和 4 年度開館日数 161 日 令和 5 年度開館日数 229 日	適

海に見える杜美術館の概要

名 称	海に見える杜美術館
所 在 地	廿日市市大野亀ヶ岡10700番地
設 置 者	宗教法人平等大慧会 (広島市東区牛田東一丁目4番17号)
目 的	宗教法人平等大慧会の教義に基づき、社会の善導、教化育成の為、また慈善事業の目的の為、芸術・歴史等に関する資料を収集し、保管し、展示して一般大衆の利用に供し、あわせてこれらに関する調査・研究等を行い、もって利用者の社会教育、学術及び文化の発展に寄与するため。
沿 革	昭和56年11月 王舎城美術寶物館として開館 昭和58年 3月 博物館登録(旧制度) 平成17年 9月 海に見える杜美術館に名称変更
施設規模	延床面積： 2,054㎡
組織体制	館長 1人 学芸員 6人 事務職員等 2人
収蔵資料	日本画(約950)、浮世絵(約2,400)、物語絵(約50)、書跡(約60)、中国版画(約3,000)、香水瓶(約1,000)、その他(40) 合計約7,500点
展示内容	常設展及び企画展(令和5年は計2回、令和6年は計4回開催)
入 館 料	一般 1,000円(800円) 大学生・高校生 500円(300円) (()内は団体料金)
入館者数	4,312人(令和5年度)
開館時間	10:00～17:00(入館は16:30まで)
休 館 日	毎週月曜日(休日の場合はその翌日)、12月～翌年3月(冬期休館)
開館日数	151日(令和5年度)

呉市立美術館の概要

名 称	呉市立美術館
所 在 地	呉市幸町4番9号入船山公園内
設 置 者	呉市 (呉市中央四丁目1番6号)
目 的	美術に関する市民の知識及び教養の向上を図り、文化の発展に資するため。
沿 革	昭和57年8月 開館 昭和58年7月 博物館登録(旧制度) 平成 5年4月 別館開館 平成27年4月 公益財団法人呉市文化振興財団による指定管理開始
施設規模	延床面積： 3,568㎡
組織体制	館長 1人 副館長 1人 学芸員 4人 事務職員等 4人
収蔵資料	絵画(約740)、彫塑(約80)、工芸(約90)、書(約10)、写真(約420) 合計約1,340点
展示内容	コレクション展及び特別展(令和5年度は計6回、令和6年度は計5回開催)
入 館 料	一般 300円(240円) 高校生 180円(140円) 中学生・小学生 120円(90円) (コレクション展観覧料。()内は団体料金)
入館者数	42,605人(令和5年度)
開館時間	10:00～17:00(入館は16:30まで)
休 館 日	毎週火曜日(休日の場合はその翌日)、年末年始
開館日数	269日(令和5年度)

公益財団法人ウッドワン美術館の概要

名 称	公益財団法人ウッドワン美術館
所 在 地	廿日市市吉和4278番地
設 置 者	公益財団法人ウッドワン美術館 (廿日市市吉和字熊崎竹ノ鼻4300番地)
目 的	美術品の収集・保管・展示を行うとともに、美術に関する教育普及活動を推進し、あわせて美術文化の交流・発展を目指した諸事業を展開し、もって地域の文化の発展に寄与するため。
沿 革	平成 8年9月 住建美術館として開館 平成 9年9月 博物館登録(旧制度) 平成13年7月 新館開館 平成14年7月 ウッドワン美術館に名称変更
施設規模	延床面積： 1,757㎡
組織体制	館長(代表理事) 1人 事務局長 1人 学芸員 3人 事務職員等 3人
収蔵資料	絵画(約600)、西洋陶磁器(約150)、ガラス作品(約100)、薩摩焼(約70) 中国陶磁器(約80) 合計約1,000点
展示内容	コレクション展及び特別展(令和5年度は計4回、令和6年度は計3回開催)
入 館 料	一般 1,200円(1,050円) 大学生・高校生 600円(500円) (コレクション展観覧料。()内は団体料金)
入館者数	11,742人(令和5年度)
開館時間	10:00～17:00(入館は16:30まで)
休 館 日	毎週月曜日(休日の場合は開館)、12月～翌年3月(冬期休館)
開館日数	217日(令和5年度)

アートギャラリーミヤウチの概要

名 称	アートギャラリーミヤウチ
所 在 地	廿日市市宮内4347番地2
設 置 者	公益財団法人みやうち芸術文化振興財団 (廿日市市宮内4347番地2)
目 的	より豊かで充足した生活環境を創造することを願い、芸術文化の振興に資する事業を行うことによって、活力ある芸術創造と地域社会の発展に寄与するため。
沿 革	平成25年9月 開館 令和 2年7月 博物館相当施設指定(旧制度)
施設規模	延床面積： 503㎡
組織体制	代表理事 1人(兼任) 事務局長 1人(兼任) 学芸員 2人 事務職員等 2人(兼任)
収蔵資料	絵画(約460)、その他(約130) 合計約590点
展示内容	コレクション展及び企画展(令和5年度は計8回、令和6年度は計7回開催)
入 館 料	一般 200円(100円) (コレクション展観覧料。()内は大学生及び団体料金)
入館者数	2,370人(令和5年度)
開館時間	10:00～17:00(入館は16:30まで)
休 館 日	毎週火曜日及び水曜日、年末年始
開館日数	229日(令和5年度)

登録博物館一覧

令和7年3月14日現在

	設置者	名称	所在地	備考	
1	宗教法人厳島神社	厳島神社宝物館	廿日市市宮島町1番地1	昭和27年9月20日登録	
2	宗教法人耕三寺	耕三寺博物館	尾道市瀬戸田町瀬戸田553番地の2	昭和27年9月20日登録	
3	福山市	福山市立福山城博物館	福山市丸の内一丁目8	昭和42年9月28日登録	
4	広島県	広島県立美術館	広島市中区上幟町2番22号	昭和43年4月1日登録	令和6年3月22日再登録
5	尾道市	尾道市立美術館	尾道市西土堂町17番19号	昭和55年2月28日登録	
6	宗教法人平等大慧会	海の見える杜美術館	廿日市市大野亀ヶ岡10700番地	昭和58年3月17日登録	令和7年3月 日再登録
7	呉市	呉市立美術館	呉市幸町4番9号入船山公園内	昭和58年7月22日登録	令和7年3月 日再登録
8	広島県	広島県立歴史博物館	福山市西町二丁目4番1号	平成3年2月8日登録	令和6年3月22日再登録
9	(公財)しぶや美術館	しぶや美術館	福山市本町8番27号	平成6年2月17日登録	
10	(公財)能宗文化財団	福山自動車時計博物館	福山市北吉津町三丁目1番22号	平成6年5月13日登録	
11	広島県	広島県立歴史民俗資料館	三次市小田幸町122番地	平成7年2月24日登録	令和6年3月22日再登録
12	(公財)ウッドワン美術館	公益財団法人ウッドワン美術館	廿日市市吉和4278番地	平成9年9月12日登録	令和7年3月 日再登録
13	尾道市	平山郁夫美術館	尾道市瀬戸田町沢200番地2	平成10年10月15日登録	
14	福山市	ふくやま美術館	福山市西町二丁目4番3号	平成11年3月12日登録	
15	福山市	福山市しんいち歴史民俗博物館	福山市新市町新市916番地	平成11年5月14日登録	
16	庄原市	庄原市立比和自然科学博物館	庄原市比和町比和1119番地1	平成17年1月14日登録	
17	安芸高田市	安芸高田市歴史民俗博物館	安芸高田市吉田町吉田278番地1	平成17年9月9日登録	
18	庄原市	庄原市帝釈峡博物館展示施設時悠館	庄原市東城町帝釈未渡1909番地	平成17年9月9日登録	
19	広島県	頼山陽史跡資料館（広島県立歴史博物館分館）	広島市中区袋町5番15号	平成31年1月31日登録	令和6年3月22日再登録
20	(公財)仙石庭園	仙石庭園庭石ミュージアム	東広島市高屋町高屋堀1589番地7	令和2年12月23日登録	
21	東広島市	東広島市立美術館	東広島市西条栄町9番1号	令和5年1月13日登録	
22	(一財)下瀬美術館	下瀬美術館	広島県大竹市晴海2丁目10番50号	令和5年7月14日登録	(法改正後の新登録)
23	熊野町	筆の里工房	安芸郡熊野町中溝五丁目17番1号	令和5年10月13日登録	(法改正後の新登録 平成27年1月30日～指定施設)

指定施設一覧

令和7年3月14日現在

	設置者	名称	所在地	備考	
1	廿日市市	宮島水族館	廿日市市宮島町10番3	昭和35年3月28日指定	
2	福山市	福山市立動物園	福山市芦田町大字福田276番地の1	平成23年12月5日指定	
3	(公財)みやうち芸術文化振興財団	アートギャラリーミヤウチ	廿日市市宮内4347番地2	令和2年7月10日指定	令和7年3月 日確認

(参考) 国又は広島市が所管する登録博物館及び指定施設一覧

令和7年3月14日現在

	登録博物館の設置者	登録博物館の名称	登録博物館の所在地	備考	
1	(公財)ひろしま美術館	ひろしま美術館	広島市中区基町3番2号	昭和53年10月4日登録	
2	広島市	広島市こども文化科学館	広島市中区基町5番83号	昭和55年5月13日登録	令和7年1月28日再登録
3	広島市	広島市郷土資料館	広島市南区宇品御幸二丁目6番20号	昭和61年2月18日登録	令和7年1月28日再登録
4	広島市	広島市交通科学館	広島市安佐南区長楽寺二丁目12番2号	平成7年2月24日登録	令和7年1月28日再登録
5	(公財)泉美術館	泉美術館	広島市西区商工センター二丁目3番1号	平成9年10月23日登録	
6	広島市	広島市江波山気象館	広島市中区江波南一丁目40番1号	平成19年6月8日登録	

	指定施設の設置者	指定施設の名称	指定施設の所在地	備考	
1	広島市	広島市安佐動物公園	広島市安佐北区安佐町動物園	昭和47年4月10日指定	
2	国立大学法人広島大学	広島大学総合博物館	東広島市鏡山1丁目1番1号	平成30年2月14日指定	
3	広島市	広島城	広島市中区基町21番1号	令和3年11月24日指定	
4	広島市	広島市現代美術館	広島市南区比治山公園1番1号	令和3年11月24日指定	
5	公立大学法人広島市立大学	広島市立大学芸術資料館	広島市安佐南区大塚東三丁目4番1号	令和4年11月11日指定	

令和5年4月 博物館法改正のポイント

【旧制度】 ~R5.3.31	【新制度】 R5.4.1~
【登録博物館】 対象：地方公共団体 一般社団法人もしくは一般財団法人 宗教法人等政令で定める者 学校法人、株式会社、社会福祉法人等は対象外 審査：外形的な基準に基づき審査 法律上の目的を達成するために必要な ①博物館資料があること ②学芸員その他の職員を有すること ③建物及び土地があること ④一年を通じて150日以上開館すること 活動の質や公益性を担保し、向上を促すことができていない	【新たな登録博物館】 対象：設置者による要件を撤廃 (国・独法以外の設置者はすべて対象に) 審査：活動内容の質等について実質的に審査 ・設置者の経済的基礎・社会的信望 ・資料の収集・保管・展示、調査研究の体制※ ・学芸員等の職員の配置※ ・事業を行うにふさわしい施設や設備※ ・一年を通じて150日以上開館すること (※は、省令を参酌し各都道府県が基準を設定)
【博物館相当施設】 審査：外形的な基準に基づき審査 対象：設置者による限定なし	【指定施設】 審査：登録博物館の審査基準を踏まえ規定 対象：設置者による限定なし

改正博物館法の見直し内容

	【登録博物館】	【指定施設】
	都道府県教委又は指定都市教委の登録審査を受けた館	国・都道府県教委・指定都市教委が、登録館に類する事業を行う施設として指定した館
登録要件 (設置主体)	地方公共団体 一般（公益）社団・財団法人、宗教法人 等 + 地方独立行政法人や会社等の民間の法人に対象を拡大 設置主体の多様化への対応	制限なし ↓ 引き続き制限なし
登録要件 (その他)	館長・学芸員の必置 年間150日以上の開館 等 + 博物館としての活動も考慮 博物館運営の改善・向上への寄与	学芸員相当職員の必置 年間100日以上の開館 等 ↓ 登録要件の改正踏まえ検討 (省令・教育委員会規程での規定)
メリット	○固定資産税や事業所税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用 ○特別交付税の申請が可能 ○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能 ○美術品補償制度の利用が可能 ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 等	(措置無し) (措置無し) ○登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能 ○美術品補償制度の利用が可能 ○希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能 等

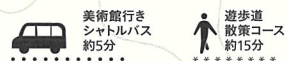
当館は、瀬戸内海を一望する自然豊かな高台にたつ美術館です。竹内栖鳳を中心とした日本近代絵画、ヨーロッパの香水瓶、中国清朝の版画や、日本前近代の物語絵巻などの特徴あるコレクションで知られています。年に3~4回の展覧会を開催し、コレクションを公開しています。さまざまな国や地域の多様な芸術文化遺産と、ご来館の皆様のユニークな体験の橋渡しができるよう、ワークショップなどの教育普及活動も行っています。



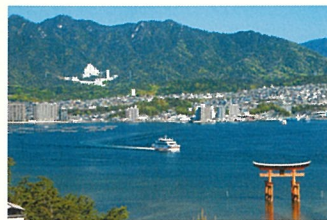
杜の遊歩道・春



世界文化遺産・厳島神社を擁する瀬戸内海に臨む恵まれた立地を生かし、美術館へのアプローチ「杜の遊歩道」を散策の路として整備しました。「自然・人・文化の融和」をテーマに、四季折々の草花をお楽しみいただける憩いの場として公開されています。どうぞ、美術館への行き帰りに豊かな自然に親しむひとときをお過ごしください。



駐車場から美術館までは、無料のシャトルバス（約5分）、または杜の遊歩道の散策コース（徒歩約15分）をご利用ください。



宮島からの遠望、対岸の白い建物が美術館



美術館エントランス・ロビー



美術館2階「うみもりテラス」から宮島を一望

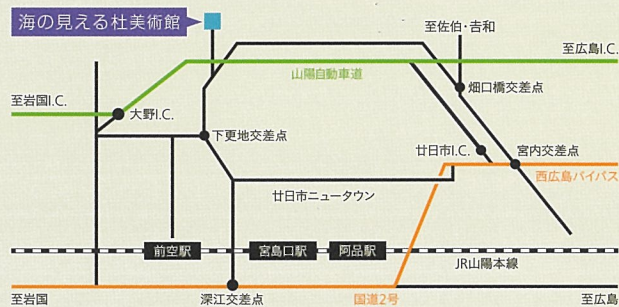
表面図版：竹内栖鳳《小春》(部分) 昭和2年(1927)

◎ご利用案内

開館時間 10:00~17:00 (入館は16:30まで)
 休館日 月曜日(ただし月曜日が祝日の場合は開館し、翌火曜日休館)
 展示替期間中
 2月11日、5月7日、11月11日
 入館料 一般 1,000円 / 高校生・大学生 500円 / 中学生以下 無料
 *障がい者手帳などをお持ちの方は半額。介添えの方は1名無料。
 *20名以上の団体は各200円引き。

◎交通アクセス

- 山陽本線「阿品駅」または広島電鉄「広電阿品駅」からタクシーで13分
- 山陽自動車道「大野I.C.」から車で約10分



海に見える杜美術館

learn from nature and pursue art & culture

〒739-0481 広島県廿日市市大野電ヶ岡10701
 Tel: 0829-56-3221 Fax: 0829-56-0661 E-mail: info@umam.jp
<http://www.umam.jp>

海に見える杜美術館

learn from nature and pursue art & culture



Collection of the
 Umi-Mori Art Museum

竹内栖鳳展示室 近代日本画の巨匠・竹内栖鳳の作品を、季節や企画展にあわせたテーマを設けて所蔵品から紹介します。

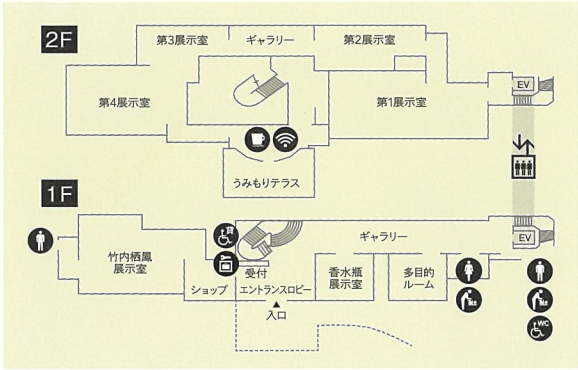


竹内栖鳳《羅馬之図》明治36年(1903)

近代日本画



木島根谷《たけがり》大正13年(1924)



狩野春雪《夜野春雪》9巻 江戸時代 17世紀

海見える杜美術館の主なコレクション



中国版画



《姑蘇閶門圖》中国 雍正12年(1734)



《美人インコ図》中国 清代



橋本関雪《海鶴》(海鶴図) 大正～昭和初期(1912～1940)

物語絵



《村松物語絵巻》12巻 江戸時代 17世紀

香水瓶展示室 古代エジプトから現代にわたる香水瓶コレクションの中から、選りすぐりの名品をご覧ください。



《香水瓶》オリヴ・エ・ミリエ, フランス 1860年頃



《香水瓶セット》フランス 1870年頃

浮世絵

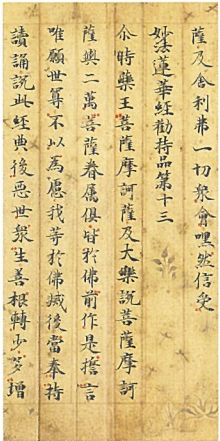


喜多川歌麿《三美人図》江戸時代 寛政年間(1789～1801) 後期



歌川広重《月に松上の木菟》江戸時代 天保3～6年(1832～1835) 頃

書跡



《妙法蓮華經 卷第五(鳥下絵経)》(部分) 平安時代 11世紀頃



《紺紙金銀交書 大般若波羅蜜多經 卷第二百三 初分難信解品》(部分) 平安時代 12世紀



〒737-0028 呉市幸町入船山公園内

Address : Irifuneyama Park, Saiwai-chō, Kure City 737-0028

Phone : 0823-25-2007

FAX : 0823-24-9813

呉市立美術館

KURE MUNICIPAL MUSEUM OF ART

呉市民憲章

わたしたちは、美しい自然と誇り高い伝統をうけつぎ、郷土の発展と明るくより豊かな生活をきずくため、この憲章を定めます。

- 1 自然を愛し、清潔なまちにしましょう。
- 1 希望にみち、安らぎのあるまちにしましょう。
- 1 元気で、活気あふれるまちにしましょう。
- 1 豊かで、文化の高いまちにしましょう。
- 1 安全で、平和なまちにしましょう。



呉市民の花「つばき」



呉市民の木「かし」

美術館建設の理念と収集方針

美術に関する市民の知識及び教養の向上をはかり、文化の発展に資することを目的としています。

収集については、本市ゆかりの作家の作品から始まり、わが国の美術界で活躍する作家、国際的に著名な作家の作品収集へと力を注いでいます。

The Building of Museum : Concept and Collection Policies

The purpose of opening the *Kure Municipal Museum of Art* was to help the people and citizens of Kure broaden and enhance their knowledge and cultural awareness of fine arts, thereby contributing to the development of local culture.

The museum tirelessly concentrates its efforts on collecting a wide variety of works ranging from those created by artists who are connected with Kure to those created by other artists who are playing an active part in the art world of Japan, not to mention those works of internationally recognized artists.

沿革の概要

History

- 1973年(S.48)6月 プロジェクトチーム設置
- 1973年(S.48)10月 呉市美術館建設懇談会設置
- 1974年(S.49)9月 呉市立美術館建設基金条例制定
(昭和49年呉市条例第43号)
- 1979年(S.54)12月 建設位置決定
- 1980年(S.55)2月 募金委員会結成
- 1980年(S.55)3月 呉市文化振興基金条例制定
- 1981年(S.56)1月 着工
- 1981年(S.56)6月 呉市立美術館運営審議会条例制定
(昭和56年呉市条例第30号)
- 1981年(S.56)6月 収集委員会設置
- 1982年(S.57)1月 呉市文化振興財団設立
- 1982年(S.57)2月 竣工
- 1982年(S.57)3月 呉市立美術館条例制定(昭和57年呉市条例第19号)
- 1982年(S.57)8月 開館(市政80周年・開館記念近代日本画の名作展)
- 1984年(S.59)12月 呉市立美術館美術品等取扱要綱制定
- 1989年(H.1)3月 呉市美術品取得基金条例制定
(条例第23号)
- 1993年(H.5)4月 呉市立美術館・別館新築開館

- June 1973 Project team was set up.
- October 1973 Preliminary working group for building the *Kure Municipal Museum of Art* was set up.
- September 1974 Municipal Ordinance for setting up the *Kure Municipal Museum of Art* Construction Foundation was enacted (Municipal Ordinance of Kure No.43 1974).
- December 1979 Construction site was located.
- February 1980 Fund-raising committee was organized.
- March 1980 Municipal Ordinance for setting up the Kure Culture Promotion Foundation was enacted.
- January 1981 Construction work was started.
- June 1981 Municipal Ordinance for setting up the Steering Council for *Kure Municipal Museum of Art* was enacted (Municipal Ordinance of Kure No.30 1981).
- June 1981 Collection Committee was set up.
- January 1982 The Kure Culture Promotion Foundation was founded.
- February 1982 Construction work was completed.
- March 1982 Municipal Ordinance for administering the *Kure Municipal Museum of Art* was enacted (Municipal Ordinance of Kure No.19 1982).
- August 1982 Opening (Exhibition of Masterpieces of Modern Japanese-style painting was held to commemorate the 80th anniversary of the designation of Kure as a city organization and the grand opening of the museum).
- December 1984 The Guideline for Management and Handling of Works of Art in the *Kure Municipal Museum of Art* was enacted.
- March 1989 Municipal Ordinance for setting up the Works of Art Acquisition Foundation was enacted (Ordinance No.23).
- April 1993 Annex of the *Kure Municipal Museum of Art* was completed and opened.



事業紹介

- (1) 美術品等を収集し、保管し、又は展示して、市民の利用に供すること。
- (2) 美術に関する講演会、講習会、講座等を開催すること。
- (3) 美術に関する集会及び展示のために施設を提供すること。
- (4) 美術品及び美術館資料に関する調査及び研究を行うこと。
- (5) その他呉市教育委員会が必要と認める事業。

Museum Activities

- (1) Collecting, storing and exhibiting works of art and offering the facilities to the citizens of Kure.
- (2) Holding lecture meetings, short courses and/or other workshops on art.
- (3) Providing facilities for the gathering on works of art or exhibitions and/or other activities related to art.
- (4) Conducting research and/or study pertaining to works of art or information on other museums.
- (5) Any and all other undertakings, works and projects which may be deemed necessary by the Board of Education of the city of Kure.



美術館通り Museum Avenue

2階ホール 2nd Floor Hall



2階 第1展示室 2nd Floor No.1 Gallery



2階 第1展示室 2nd Floor No.1 Gallery



1階 第3展示室 1st Floor No.3 Gallery



1階 エントランスホール
1st Floor Entrance Hall



講座室 Lecture room



収蔵庫前室(別館地階) Front room (Annex-Basement)



ミニギャラリー、喫茶コーナー(別館1F) Mini-gallery, Coffee shop (Annex-First floor)



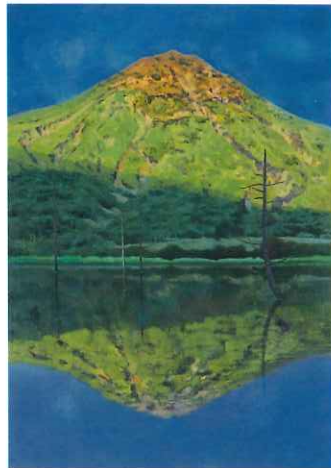
収蔵庫(別館地階) Storage (Annex-Basement)



平面造形 近現代絵画の諸相 ～日本画・油彩画を中心に～

The Two Dimensional Arts

The Variety of Modern Works The majority comprising of Japanese-style Paintings & Oil Paintings



「焼獄」1968 奥田元宋
Mt. Yakedake 1968 Gensō OKUDA



「大毗波沙国桃源境」1983 平山郁夫
Shangri-la of Great Vibasya Scholars 1983 Ikuo HIRAYAMA



「庭」1947 南 薫造
Garden 1947 Kunzō MINAMI



「横たわる女」1959 小磯良平
Lying woman 1959 Ryōhei KOISO



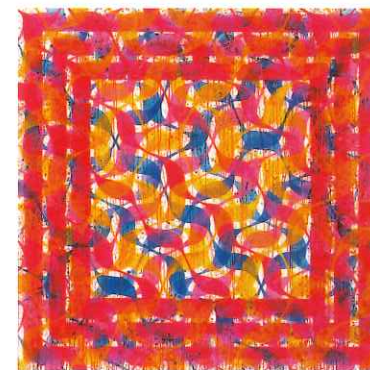
「洗濯場」1977 萩須高徳
Washing Place 1977 Takanori OGISU



「麦わら帽子の少女」1885 オーギュスト・ルノワール
Girl with a Straw Hat 1885 Auguste RENOIR



「とのぐもり(梨の花)」1971 小糸源太郎
A Bank of Clouds(Pear Blossom) 1971 Gentarō KOITO



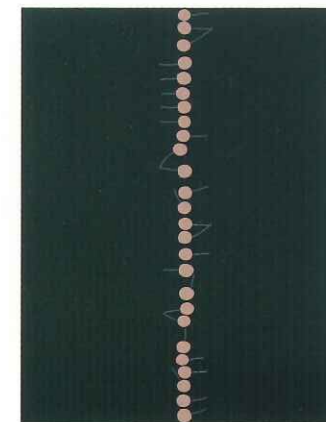
「臨界：水」1986 堂本尚郎
Boundary:Water 1986 Hisao DŌMOTO



「円の光景」'84-27 1984 田中穂之
Scene of a Circle '84-27 1984 Toshiyuki TANAKA



「白い服の姉妹」1940 中西利雄
Sisters Wearing White 1940 Toshio NAKANISHI



「26のさくらんぼ」1971 浜口陽三
26 Cherries 1971 Yōzō HAMAGUCHI



「女体に咲く花」1957 永瀬義郎
Flower Blooming on Woman's Body 1957 Yoshirō NAGASE



「自画像」1917頃 村山槐多
Self-portrait 1917 Kaite MURAYAMA



「釈迦十大弟子“優姿離の柵”」1939 棟方志功
Ten Great Disciples of Buddha "Ubari" 1939 Shikō MUNAKATA

立体造形 近現代の立体造形(美術館通りの彫刻含む)

The Three Dimensional Arts

Modern Formative Works (including a number of pieces on the Museum Avenue)



「酔吟行」1914 平櫛田中
The Chinese poet, Li Bai reciting poems 1914
Denchū HIRAKUSHI



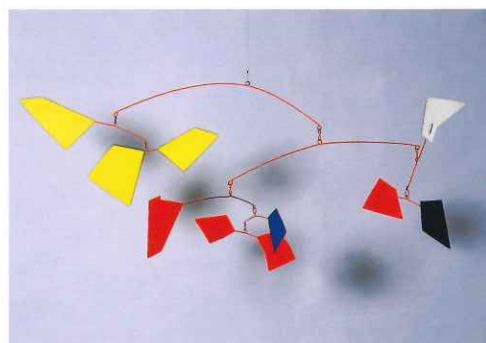
「手」1918 高村光太郎
Hand 1918 Kōtarō TAKAMURA



「着衣のバルザック」1897
オーギュスト・ロダン
Study for Balzac clothed 1897
Auguste RODIN



「座る若い女」1936
アリスティード・マイヨール
Seated Naked Woman
1936
Aristide MAILLOL



「THE WHITE SOCK(モビール)」1975
アレキサンダー・カルダー
THE WHITE SOCK 1975 Alexander CALDER



「愛に生きる」1931 上田直次
To live on Love 1931 Naotsugu UEDA



「切り株に座って」1989 黒川晃彦
Sitting on a Stump 1989 Akihiko KUROKAWA

陶芸 現代の陶芸 ~前衛と伝統~

Ceramics Modern Ceramics Avant-garde & Traditional Arts



「ロマンチズム編み」1977 川崎千足
Romanticism Knitting 1977
Chitaru KAWASAKI



「鳥の談笑」1983 林 秀行
Birds Chatting 1983 Hideyuki HAYASHI



「空の記憶」1977 柳原睦夫
Memory of Sky 1977
Mutsuo YANAGIHARA



「香炉"らでしよなるや"」1986 中村錦平
Incense Burner "Radesyonaruya" 1986
Kinpei NAKAMURA



「彩土杉文器」1981 和太守卑良
Vase with Japanese Cedar Design and
Mixed Color 1981 Morihiro WADA



「三彩花器"爽容"」1994 加藤卓男
Vase with Three-Color Glaze "Sōyō"
1994 Takuo KATŌ

写真 現代の写真 ~「海」をテーマに~

Photography Modern Photography

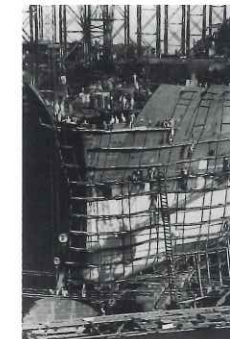
The Theme of "The Sea"



「太陽の鉛筆-黒島」1971 東松照明
The Pencil of the Sun 1971 Shoumei TOMATSU



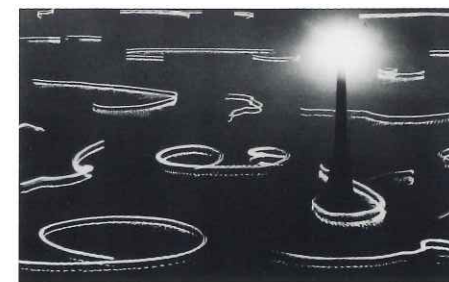
「人間の土地 #70 夕陽の軍艦島」
1954~1957 奈良原一高
Human Land #70 1954~1957
Ikko NARAHARA



「造船所の印象(II)」1956~1957
木村伊兵衛
at a shipyard 1956~1957
Ihei KIMURA



「童暦より」1955~1970 植田正治
Children the Year Around 1955~1970 Shōji UEDA

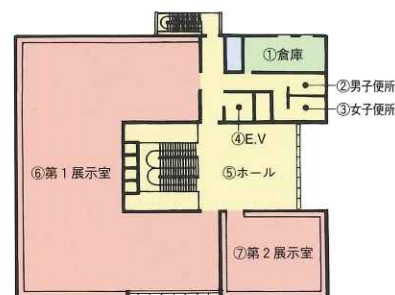


「夜の釣舟」1954 緑川洋一
Fishing Boats at Night 1954 Yōichi MIDORIKAWA

本館

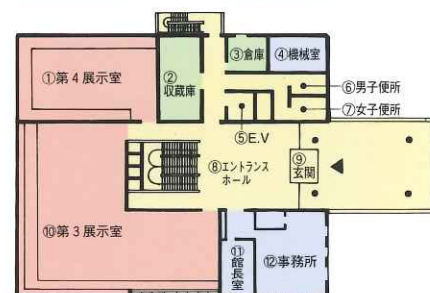
1982年(S.57) 8月 開館
構造 地下1階 地上2階鉄筋コンクリート造
敷地面積 78,867㎡
建築面積 999.9㎡
延床面積 2,790.9㎡
展示室面積 1,045.567㎡
展示室壁長 342.5m (固定壁219.5m)

The main building
Opened in August 1982.
Structure Three-storied reinforced concrete building including a basement.
Land area 78,867㎡
Building area 999.9㎡
Total floor space 2,790.9㎡
Gallery space 1,045.567㎡
Exhibition wall space 342.5㎡ (with fixed wall space of 219.5㎡)



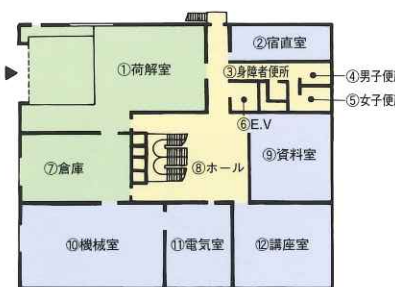
2F (900.6㎡)

- ① Warehouse
- ② Lavatory-men
- ③ Lavatory-ladies
- ④ Elevator
- ⑤ Hall
- ⑥ No.1 Gallery
- ⑦ No.2 Gallery



1F (908.1㎡)

- ① No.4 Gallery
- ② Storage
- ③ Warehouse
- ④ Machine room
- ⑤ Elevator
- ⑥ Lavatory-men
- ⑦ Lavatory-ladies
- ⑧ Entrance hall
- ⑨ Front entrance
- ⑩ No.3 Gallery
- ⑪ Director's room
- ⑫ office



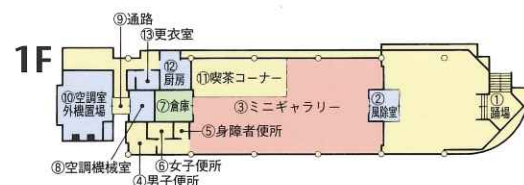
BF (922.9㎡)

- ① Unpacking room
- ② Night watchman room
- ③ Lavatory for physically handicapped
- ④ Lavatory-men
- ⑤ Lavatory-ladies
- ⑥ Elevator
- ⑦ Warehouse
- ⑧ Hall
- ⑨ Information and data room
- ⑩ Machine room
- ⑪ Electric control room
- ⑫ Lecture room

別館

1993年(H.5) 4月 開館
構造 地下1階地上1階鉄筋コンクリート造
建築面積 473.99㎡
B F床面積 469.08㎡ (収蔵庫)
1 F床面積 308.30㎡ (ミニギャラリー他232.36㎡ 喫茶コーナー75.94㎡)

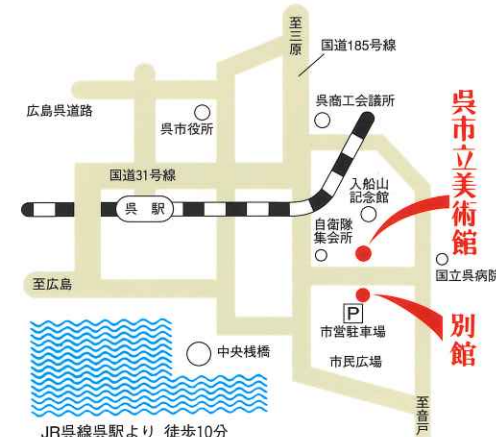
Annex
Opened in April 1993.
Structure Two-storied reinforced concrete building including a basement.
Building area : 473.99㎡
Basement floor space : 469.08㎡ (storage facility)
First floor space : 308.30㎡ (mini-gallery : 232.36㎡ ; coffee shop : 75.94㎡)



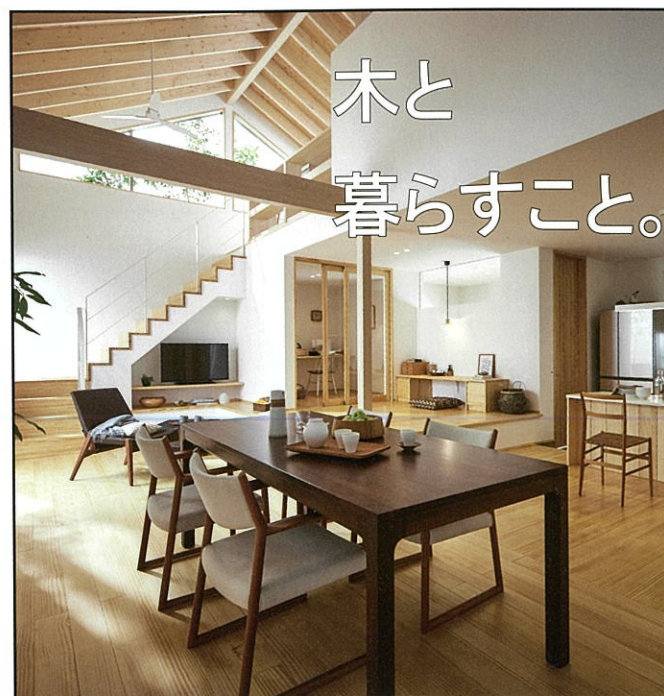
- ① Landing
- ② Wind screening room
- ③ Mini-gallery
- ④ Lavatory-men
- ⑤ Lavatory for physically handicapped
- ⑥ Lavatory-ladies
- ⑦ Warehouse
- ⑧ Air conditioning machine room
- ⑨ Passageway
- ⑩ Air conditioner external unit storage
- ⑪ Coffee shop
- ⑫ Kitchen
- ⑬ Locker room
- ① Landing
- ② Storage
- ③ Front room
- ④ Lavatory
- ⑤ Gas cylinder room
- ⑥ Cargo unloading dock
- ⑦ Over slider

利用案内 General Information

- 開館時間
午前10時→午後5時(入館は午後4時30分まで)
- 休館日
毎週月曜日(月曜日が祝日,振替休日の場合は,その翌日)
年末・年始(12月29日→1月3日)
- コレクション展観覧料
一般 300 円(20名以上の団体 240 円)
高校生 180 円(20名以上の団体 140 円)
小中生 120 円(20名以上の団体 90 円)
特別展は別料金
- Open:
10:00-17:00 (Entrance gate closes at 16:30)
- Closed:
Monday (If Monday falls on a national holiday, the following day will be closed)
Year end holidays (Dec. 29-Jan. 3)
- Admission Fees for Collection Exhibitions
Adults:300yen
Senior High School Students : 180yen
Junior High School Students and Elementary School Students : 120yen
- *Expect for special exhibitions



〒737-0028 呉市幸町入船山公園内
Address : Irifuneyama Park, Saiwai-chō, Kure City 737-0028
Phone : 0823-25-2007
FAX : 0823-24-9813



木と
暮らすこと。



ロハスの森から生まれた無垢ピノアースが、
人と地球に優しい家づくりを応援します。

WOOD ONE

広島県廿日市市木材港南1-1 TEL 0829-32-3333(代) <https://www.woodone.co.jp>

ウッドワン美術館

〒738-0301 広島県廿日市市吉和4278
TEL | 0829-40-3001 <https://www.woodone-museum.jp>

user guide

02

ご利用案内

開館時間

10:00～17:00 ※入館は16:30まで

休館日

月曜日〔祝休日は開館〕 展示替え期間、冬期休館〔12月～翌3月〕

入館料

〔コレクション展〕 一般1,200(1,050)円、高大生600(500)円

〔特別展〕 一般1,400(1,250)円、高大生700(600)円

※中学生以下、障害者手帳をお持ちの方は無料

※学生の方は学生証をご提示ください。

※()内は有料入館者10名以上の団体料金および前売料金

※入館料の改定を行うことがあります。ホームページをご覧ください。

展覧会スケジュール

年度ごとに、さまざまなジャンルの展覧会を企画しています。

詳細はホームページをご覧ください。→<https://www.woodone-museum.jp>

アクセスガイド

【お車でお越しの場合】

中国自動車道・吉和ICから車で2分。

【公共交通機関】

○『広電バス佐伯線・津田行き』『JR宮内串戸駅]乗車～[さいき文化センター]下車(約40分)→[吉和さくらバス(吉和～津田)]に乗換え[さいき文化センター]乗車～[クヴェーレ吉和]下車(約50分)→下車後、徒歩1分。

○『高速バス石見交通広益線[益田]行き』『広島新幹線口]または[広島バスセンター]乗車約90分。[吉和(S.A)]下車。S.Aからは要送迎。(必ず3日前までに、ウッドワン美術館にご連絡ください。)



information

03

インフォメーション

四季折々の花や自然

春夏秋冬さまざまな表情を見せる大自然の美をお楽しみください。美術館周辺には枝垂れ桜や八重桜が多数植えられています。開花時期はお問い合わせください。



ミュージアム・ショップ

オリジナルグッズの絵葉書や一筆箋など、展覧会ごとに商品を入れ替えて販売しています。



年間パスポート

ウッドワン美術館を1年間何度でもご利用いただけます。(冬期休館中のぞく) 料金/4,000円(税込) ※会員限定特典あり。詳細はお問い合わせください。

related facilities

04

関連施設のご案内

カフェマイセン

吉和の美しい自然を眺めながら、ゆったりとしたティータイムをお楽しみ頂けます。

営業時間/

平日12:00～17:00、土日祝11:00～17:00

定休日/月・木曜日(祝休日は営業)、

冬期休館(12月～3月)、臨時休業日あり



レストラン

軽食から、本格的なお膳物まで、充実したメニューでお待ちしております。

営業時間/11:00～15:00

定休日/月曜日(祝休日、スキーシーズンは営業)、臨時休業日あり



女鹿平温泉 クヴェーレ吉和

美術館と同じ敷地内に温泉宿泊施設「クヴェーレ吉和」が隣接しております。自然と美をたっぷり堪能した後は温泉につかって、心身ともにリフレッシュ。定休日/月曜日(祝休日、スキーシーズンは営業)、臨時休業日あり



WOOD ONE MUSEUM OF ART

Modern Japanese Painting
Sasuma Ware
Meissen Porcelain
Art Nouveau Glass

ウッドワン美術館



About
WOODONE MUSEUM OF ART

ウッドワン美術館について

公益財団法人ウッドワン美術館は、1996(平成8)年9月に、総合木質建材メーカーである株式会社ウッドワンの所蔵する美術品約800点を展示公開する美術館として開館しました。美術館の位置する広島県廿日市市吉和は、株式会社ウッドワンの発祥の地であり、森林資源の豊富な恵まれた自然環境にあります。「Wood(木)とOne(人)の共生」を意味する館名のとおり、自然と芸術に触れ合い、生きる喜びを実感していただける美術館を目指しています。

近現代絵画

歴史に名を刻む巨匠の名作から若手新鋭作家の力作まで、近現代日本絵画約600点を収蔵。年に数回の企画展を開催し、順次公開しています。
※作品の展示期間はお問い合わせください。

日本画

橋本雅邦、横山大観、竹内栖鳳、川合玉堂、上村松園、安田靉彦、橋本関雪、前田青邨、福田平八郎、小林古径、川端龍子、鐙木清方、伊東深水、速水御舟、小倉遊亀、片岡球子 ほか



01



02



03



04



05

01.上村松園《雪吹美人図》1911年 02.川合玉堂《春雨》1950年 03.横山大観《雲峰不二》1950年
04.小林古径《尾長鳥》1946年 05.橋本雅邦《紅葉白水図》1900年頃
06.岸田劉生《毛糸肩掛せる麗子肖像》1920年 07.高橋由一《官軍が火を人吉に放つ図》1877年
08.佐伯祐三《リュ・エルネスト》1927年 09.黒田清輝《木かげ》1898年

日本洋画

高橋由一、浅井忠、黒田清輝、藤島武二、岡田三郎助、青木繁、南薫造、岸田劉生、梅原龍三郎、岡鹿之助、安井曾太郎、村山槐多、藤田嗣治、三岸好太郎、佐伯祐三、森本草介 ほか



06



07



08



09

西洋画



10



11

10.フィンセント・ファン・ゴッホ
《農婦》1884-85年
11.ピエール＝オーギュスト・
ルノワール 左図《婦人習作》
右図《花かごを持つ女》
1895年

幕末・明治の薩摩焼

19世紀から20世紀初頭にかけて、金彩をふんだんに用いた装飾様式が好評を博し、特に海外で高い評価を得た薩摩焼。世界を風靡した幕末・明治の薩摩焼を中心に収蔵しています。
※約20点展示



《金襴手陽刻鯉文香炉》19世紀後半

マイセン磁器

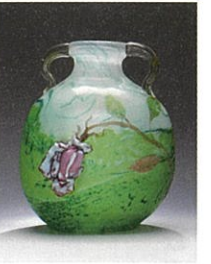
ヨーロッパで最初の硬質磁器として誕生して以来、約300年の長い歴史と伝統を有するマイセン磁器。18世紀前半に東洋のやきものの影響を受けて制作された食器をはじめ、華麗で優雅なロココ様式の食卓飾りや人形のほか、総高145cm世界最大級の《色絵神話文双耳壺》など、日本随一のマイセン・コレクションをご覧ください。※約80点展示



《色絵アウグスト強王肖像文蓋付壺》1850年頃

アール・ヌーヴォーのガラス作品

19世紀末、アール・ヌーヴォーの装飾様式によって花開いたガラス芸術。ガラスの新しい技法開発に寄与し、芸術的表現を追求したエミール・ガレを中心に、ドームやミュレール兄弟など、ナンシー派の作家による優美なガラス芸術の世界をご堪能いただけます。
※約60点展示



エミール・ガレ《薔薇文双耳扁壺》1901-04年

交通案内

*料金は2017年9月現在

○お車をご利用の場合（広島市内より約30分、駐車場あり：約10台）

西広島バイパスをご利用の方は「廿日市市街方面」へ下車。「宮内交差点」から県道30号（廿日市佐伯線）へ入り、佐伯・吉和方面へ約1.5km直進。「宮内工業団地入口」交差点のファミリーマートを過ぎ、左手すぐ。

○電車をご利用の場合（広島駅から宮内串戸駅まで22分、320円）

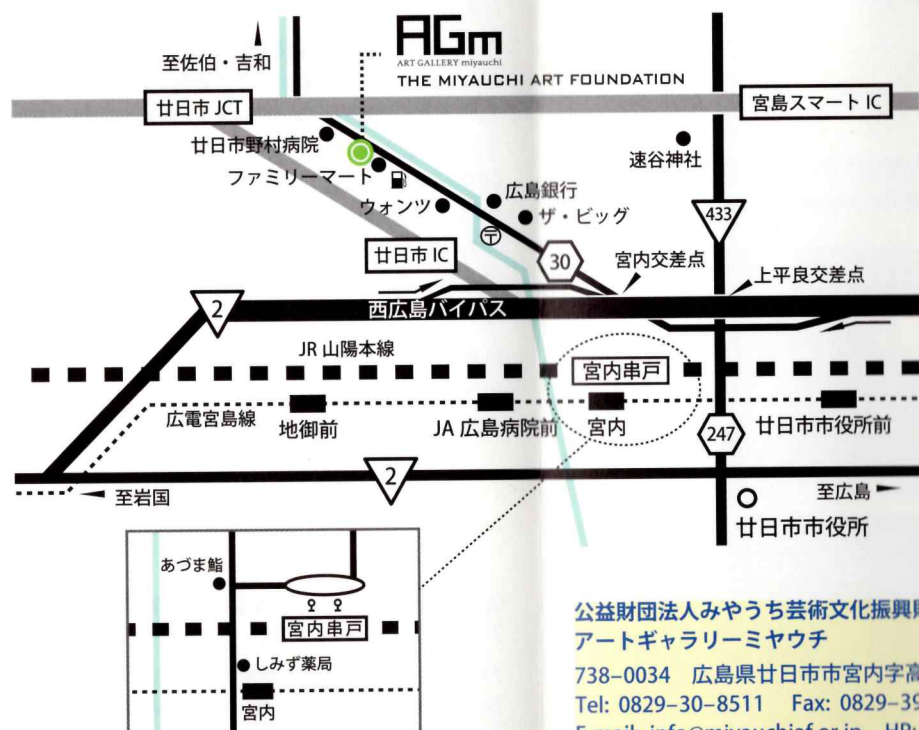
JR山陽本線「宮内串戸」駅で下車し、駅前広電バス停留所にて広電バスに乗り換え（佐伯線・1番乗り場）。*引き続き、「バスをご利用の場合」をご参照ください。

○広島電車をご利用の場合（紙屋町西から宮内まで46分、260円）

広電（宮島線）「宮内」駅で下車し、広電バス「宮内串戸駅」停留所まで移動（徒歩3分、下図参照）。広電バスに乗り換え（佐伯線・1番乗り場）。*引き続き、「バスをご利用の場合」をご参照ください。

○バスをご利用の場合（宮内串戸駅から佐原田まで8分、190円）

広電バス「宮内串戸駅」より佐伯線・1番乗り場の【津田一廿日市市役所前駅（津田行き）】【津田一ショッピング楽々園（津田行き）】【広電吉和車庫一廿日市市役所前駅（広電吉和車庫行き）】【上栗栖一廿日市市役所前駅（上栗栖行き）】のいずれかの路線に乗りし「佐原田（さばらでん）」停留所で下車。
*宮内串戸駅と佐原田間のバスは、平日は1時間に2本、土日祝日は1時間に1本程度の運行です。



公益財団法人みやうち芸術文化振興財団
アートギャラリーミヤウチ

738-0034 広島県廿日市市宮内字高通 4347 番地 2

Tel: 0829-30-8511 Fax: 0829-39-8931

E-mail: info@miyauchiaf.or.jp HP: www.miyauchiaf.or.jp

Facebook: www.facebook.com/artgallerymiyauchi

cover work: Tomoe Nagaoka

RENTAL SPACE

2023年9月以降
展示・公演等の
レンタルは休止中



2F 展示室を、展示、イベント、セミナーなどの会場として貸し出します（年間2-3回の特別展の会期中を除く）。

▶利用概要

利用時間：開館日（特別展期間中を除く）の9:30-18:00

利用日数：1日から *30日以上の場合は要相談

休館日：火・水曜日、お盆、年末年始

予約受付期間：使用日の6ヵ月前の同一日から

*収益目的等の催事の場合は4ヵ月前から

▶申込方法

所定の借用申込書に必要事項をご記入の上、当財団まで直接持参、または郵送、FAX、メール添付にてご送付ください。折り返し、こちらからご連絡差し上げます。借用申込書は、ホームページ（www.miyauchiaf.or.jp/agm/rental）からダウンロードしていただくか、当財団にご請求ください。

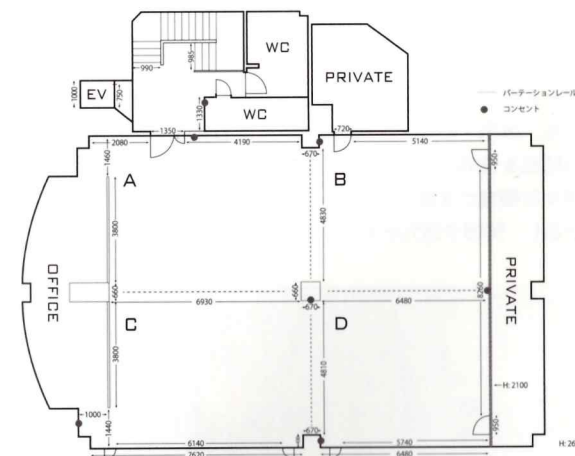
▶設備・貸与可能備品

当ギャラリーはビクチャーレールがありません。絵画やパネルなど壁架けの展示はビス打ち、または両面テープでの設置となります。重量によっては天井からの吊り下げ展示も可能です。原則として利用者様で設営等の準備をしていただきますが、設営補助が必要な場合はお申込みください。

展示備品：展示台、スポット、机、椅子など

設営備品：脚立、水平器、掃除用具、工具一式

*他の利用者との共有備品となりますので数に限りがあります。その他、使用に関しては別途「展示室貸与に関する規程」及び「利用案内」を必ずご確認ください。



4区画にわたる移動式のパーティションが20枚あります。
サイズ：H190×W90 cm / 枚 1面（.....の箇所）に最大5-6枚設置可能

▶レンタル料（円/1日）

廿日市在住の方は30%OFF

A-D（全区画）	一般	16,000
約165㎡（約50坪）	賛助会員	14,400

〔収益目的等〕

一般	32,000
賛助会員	28,800

A, B, C, D（1区画）	一般	4,000
各約35-40㎡（約12坪）	賛助会員	3,600

〔収益目的等〕

一般	8,000
賛助会員	7,200

*搬入日は利用期間に入りません（但し搬入は前日の利用時間内）。

*賛助会員の割引料金の適用については、当該年度の会費を完納した方に限りますが、申込当日の入会・支払も可能です。

個人：¥2,000（1口）、法人：¥10,000（1口）

*「収益目的等」とは、作品の販売を主たる目的とする展示販売会や、当財団が掲げる事業目的外とみなされる催事等です。事業の公益性については申込書に記載の事業内容にて判断いたします。

◎利用日数や学生対象の割引があります

▶5-9日間：15%OFF ▶10-14日間：20%OFF ▶15日以上：35%OFF

▶18歳以上の学生は通常の10%OFF *賛助会員割との併用不可

◎1日単位ではなく時間貸しも可能です（収益目的は倍の料金）

▶4区画（全面）：¥3,200/1時間 ▶1区画：¥800/1時間

アート ギャラリー ミヤウチ

GALLERY / RENTAL SPACE INFORMATION

ART GALLERY miyauchi

AGm
ART GALLERY miyauchi

GALLERY INFORMATION



ビルの2・3階がギャラリー

当財団の運営施設であるアートギャラリーミヤウチが所在する広島県廿日市市は、世界遺産の厳島神社をはじめとする重要な文化財を所有し、コンサートホール、ギャラリー、美術館などの文化施設に恵まれ、広島県の主要文化都市として位置づけられています。このような恵まれた環境であるため、当財団は教養としての芸術文化提供の場に終わることなく、魅力あふれる芸術創造の推進・支援をはじめ、市民自らが学び、楽しみ、創造し、笑顔や活力を生み出す契機作りを企画していきます。

その活動が心豊かな生活のスパイスとなり、地域の活性化に寄与できるよう多様かつ充実した事業を展開していく所存です。また「ヒロシマ」は国際的に知名度が高く、さらに近年瀬戸内国際芸術祭を契機に、瀬戸内地方の芸術に対する注目度も高まっています。当財団も廿日市市だけにとどまらず広島県全体の芸術文化の発展に尽力を挙げて参ります。

この運営施設を通し、市民と来訪してくださった方々、芸術を愛する人たちとの交流を促進し、少しでも元気になって頂ければ幸いです。

公益財団法人みやうち芸術文化振興財団
代表理事 野村陽平

主な事業： ① 常設展・特別展の開催
② ワークショップ・講演会などのイベント開催
③ スペースレンタル

アートギャラリーミヤウチは2013年9月1日にオープンしました。展示・イベント・創作活動による芸術文化と地域社会の発展を目的としています。既存のプログラムにとらわれず様々な領域が交錯するスペースとして、自らが学び、楽しみ、創造し、笑顔や活力を生み出す契機作りを企画していきます。



1F エントランス



3F 特別展：空気－微かなサイン－[2013] 展示風景

利用案内

- ▶ 開館時間：10:00-17:00（入館は閉館の30分前まで）
- ▶ 休館日：火・水曜日、お盆、年末年始
 - * 展覧会によって開館日が変動する場合があります
 - * 展示替え期間中は休館する場合があります
- ▶ 観覧料：[常設展] 一般 200 円（100 円）
[特別展] 一般 500 円（300 円）程度
 - * 特別展は展覧会によって異なります
 - （ ）内は、学生及び10名以上の団体料金
 - 高校生以下または18歳未満・各種障害者手帳をお持ちの方は無料

展覧会

年間2-3回の常設展、特別展を行います。絵画、立体、写真、映像、インスタレーション等、多様な作品の展示を計画しています。展示内容やスケジュールは、ホームページやメールマガジンなどで随時配信していきます。また、3Fにはフリースペースも併設しており、図録の閲覧や、休憩場所としてご利用いただけます。



喋る、響く、植物の声。－The VOICE of the Plant－ [2014]



はつかいちー惹かれる場所ー [2014]



今はもう存在しない星の光を美しいと思う理由 [2015]



見玉香織 | 方眼紙と線 [2015]



被爆70周年記念事業 TODAY IS THE DAY：未来への提案 [2015]

創作体験活動・講座

幼児・児童を対象とした創作体験活動や、様々な分野の専門家をお招きする講座を定期的に開催しています。



創作体験活動「点と点をつないだら何が見える!？」 [2015]



シンポジウム「ヒロシママニフェスト」 [2015]

賛助会員・寄附金のご案内

個人または法人の皆様は賛助会員の入会及びご寄附をお願いしています。当財団の活動の趣旨にご賛同いただき、皆様のご支援を何卒よろしくお願い申し上げます。

▶ 概要

賛助会員 個人：(1口) 2,000 円/年 法人：(1口) 10,000 円/年
ご寄附 おいくらからでも大歓迎です

▶ 特典

賛助会員の方は各種案内をはじめ、観覧料、スペースのレンタル料の割引などが受けられます。ご寄附は税法上の優遇措置を受けることができます(法人様の場合は一般寄附金の損金算入限度額とは別に特別損金算入限度額の範囲が損金に算入できます。個人様の場合は所得税、相続税及び一部自治体の個人住民税の控除対象となります)。お取り扱いについては、お住まいの自治体で異なりますので各自治体にお問い合わせください。

▶ 申込方法

- ① 所定の申込書に必要事項をご記入の上、当財団まで郵送、FAX、またはメール添付にてご送付ください。申込書はホームページ(www.miyauchiaf.or.jp/donate)からダウンロードしていただくか、当財団にご請求ください。
- ② 下記指定口座宛にお振り込みをお願いいたします。
(※振込手数料のご負担をお願いいたします)
ご入金されたことを確認した後、賛助会員の場合は「会員証」、ご寄附の場合は「寄附金受領証明書」を郵送いたします。

広島銀行 宮内支店 普通預金
口座番号：3134841
名義：公益財団法人みやうち芸術文化振興財団
代表理事 野村陽平
ザイ) ミヤウチゲイジユツブンカシンコウザイダン

公益財団法人みやうち芸術文化振興財団
アートギャラリーミヤウチ

738-0034 広島県廿日市市宮内字高通 4347 番地 2
Tel: 0829-30-8511 Fax: 0829-39-8931
E-mail: info@miyauchiaf.or.jp HP: www.miyauchiaf.or.jp
Facebook: www.facebook.com/artgallerymiyauchi